

一般貨物自動車運送事業の申請から許可までの流れ

標準処理期間は3〜5カ月

① 新規許可申請書の提出

営業所を設ける都県にある運輸支局へ申請書をご提出ください。

② 法令試験の実施

・法令試験は奇数月に実施 ・1申請につき試験は2回まで ・30問中8割の正解で合格



試験結果 1回目

合格



試験結果 1回目

不合格 再試験(2回目)へ

※1回目の試験から2回目の試験までの期間は標準処理期間から除かれます。



再試験(2回目)結果

合格



再試験(2回目)結果

不合格

③ 書類審査

申請書類の記載不備や添付書類の不足等の補正

※書類の補正等に要した期間は標準処理期間から除かれます。

※標準処理期間は申請件数や審査状況により変わります。

不合格通知

却下 若しくは 取下げ

許可までの期間
(目安)

標準処理期間



補正等に要した期間



1回目の法令試験
から2回目の試験ま
での期間

④ 許可処分



- ・登録免許税の納付
- ・許可書交付・指導講習会
- ・運行管理者・整備管理者の選任
- ・運輸開始前の確認報告
- ・車両の登録手続き

許可から1年以内に運輸開始

⑤ 運輸開始

運輸開始届
運賃料金設定届

運輸開始後に営業所・車庫・休憩睡眠施設などに変更が生じた場合には事前に認可申請を行い認可を受ける必要があります。また、会社名や役員に変更が生じた場合には届出が必要になります。手続き関係が不明な場合には、変更しようとする事項に手続きが必要になるのかを営業所を管轄する運輸支局輸送担当若しくは自動車交通部貨物課までお問い合わせください。